

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和元年9月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900071号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900026号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月16日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成28年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月16日

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された『平成28年2回分賞与一覧表』及び請求者から提出された預金通帳によると、請求者は、請求期間において同社から28万円の標準賞与額に相当する賞与(28万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万5,455円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主は請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成28年12月16日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900049号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900029号

## 第1 結論

請求者の船舶所有者A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年4月30日から平成2年5月1日に訂正し、平成2年4月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成2年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主(船舶所有者)は、請求者に係る平成2年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

船員手帳には、A社のB船を平成2年5月1日に雇止と記録されている。また、私は、続いて関連会社であるC社のD船に移り同じ業務に就いており、請求期間に継続勤務していたことは間違いないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された船員手帳によると、A社のB船に航海士として平成2年2月14日雇入、社命転船により平成2年5月1日雇止と記載されており、請求者は、請求期間において同社が所有する船舶に乗船勤務していたことが確認できる。

また、A社は、現在、海運事業は行っておらず、請求者の勤務実態等は不明の旨回答をしているところ、当時、同社の労務担当をしていた元役員は、当時、A社と同じ事業主であった関連会社のC社のD船に欠員が出たため、会社の意向により、請求者にA社のB船から転船してもらったので、業務内容に変更はなく勤務は継続しており、給与から厚生年金保険料を控除していた旨及び労務事務は、両社一緒に行っており、事務上、陸上勤務等の調整を含め月末で所属を切替え、請求者の船舶所有者A社における勤務期間を平成2年2月1日から同年4月30日までとし、同年5月1日から船舶所有者C社での勤務開始として処理したはず

であるので、国の記録が平成2年4月30日資格喪失となっているのは間違いである旨の回答及び陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、船舶所有者A社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、船員保険厚生年金保険被保険者名簿の平成2年3月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主（船舶所有者）が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、船員保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、平成2年4月30日を資格喪失年月日として船員保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成2年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主（船舶所有者）は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900072号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900030号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年12月8日は137万8,000円、平成19年7月10日は82万円、平成19年12月11日は123万1,000円、平成24年12月10日は139万1,000円、平成27年12月10日は147万6,000円、平成28年7月8日は98万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日、平成19年7月10日、平成19年12月11日、平成24年12月10日、平成27年12月10日及び平成28年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月8日、平成19年7月10日、平成19年12月11日、平成24年12月10日、平成27年12月10日及び平成28年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月8日  
② 平成19年7月10日  
③ 平成19年12月11日  
④ 平成24年12月10日  
⑤ 平成27年12月10日  
⑥ 平成28年7月8日

請求期間について、A社より賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る届出が遅れたため年金額に反映しない記録になっている。当該期間の記録を年金額に反映されるよう訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社から提出された請求者に係る平成18年分、平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び同僚の賞与明細書並

びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果（流動性預金）（以下、併せて「源泉徴収簿等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間①は141万2,000円、請求期間②は84万円、請求期間③は126万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は137万8,000円、請求期間②は82万円、請求期間③は123万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は10万873円、請求期間②は6万10円、請求期間③は9万2,245円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③に係る標準賞与額については、源泉徴収簿等により推認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は137万8,000円、請求期間②は82万円、請求期間③は123万1,000円とすることが必要である。

請求期間④から⑥までについて、A社から提出された請求者に係る平成24年、平成27年及び平成28年の賞与に係る賃金台帳並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果（流動性預金）（以下、併せて「賃金台帳等」という。）により、請求者は、同社から、請求期間④は139万1,000円、請求期間⑤は147万6,000円、請求期間⑥は98万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間④は11万6,608円、請求期間⑤は13万1,571円、請求期間⑥は8万7,714円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900050号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900024号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月1日から平成5年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。当時、国民年金保険料の納付書が届かなくなったので会社が厚生年金保険に加入したと思っていた。請求期間を保険給付に反映される厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の元事業主の回答及び陳述並びに請求者から提出された名刺及び顧客からの手紙により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元事業主は、同社が厚生年金保険に加入していなかった旨回答及び陳述しているところ、商業登記簿謄本、上述の名刺及び手紙で確認できる所在地において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の元事業主は、当時の資料を保管していないが、請求者の給与から厚生年金保険料は控除していなかった旨回答及び陳述している上、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、請求期間において国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900045号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900025号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年3月3日から同年12月9日まで

私は、請求期間について、A社のB工場(当時)で正社員として倉庫の商品の出し入れ及びトラックへの積込みを行っていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間にC病院に通っており、社会保険に入っていたはずなので、年金給付に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社で正社員として倉庫の商品の出し入れ及びトラックへの積込みを行っていた旨主張しているところ、同社の人事部門を管理するD社から提出された入社名簿によれば、請求期間のうち昭和62年7月28日から昭和62年9月3日までの期間については、請求者がA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者の雇用保険の記録によれば、i) A社における被保険者記録はないこと、ii) 請求期間のうち昭和62年5月8日から同年7月27日までの期間について失業給付の基本手当を受給していたこと、iii) 昭和62年7月28日に就職したことが記録されており、当該就職年月日は、上述の入社名簿の入社年月日と一致することから、昭和62年7月28日より前の期間については、同社に勤務していないことがうかがえる。

また、D社、A社及び請求期間当時の事業主は、上述の入社名簿の他には、請求期間に係る資料の保管はなく、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明と回答及び陳述しているところ、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の中に、請求者を記憶している者はいない。

さらに、請求期間に係るA社の事業所別被保険者名簿及びオンライン記録に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

加えて、請求期間当時、同社が加入していたE健康保険組合は、請求期間に係る資料を保管しておらず、請求者の同組合への加入は不明と回答している上、F厚生年金基金は、請求期間に係る同社の加入員名簿に請求者の氏名がないことから、請求者に係る届出が行われていない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間にC病院に通院し、社会保険に加入していた旨主張しているものの、同病院は、請求期間に係るカルテ等の資料は保管がなく、請求者の受診の有無については不明と回答している一方、請求者と氏名及び生年月日の一致する患者が、昭和62年9月30日に国民健康保険の被保険者として登録されている記録がある旨陳述していることから、請求者は、同病院を国民健康保険被保険者として受診したことがうかがえる。

さらに、請求期間について、請求者は給与明細書等の資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900046号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900027号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社が設立される前の事業所(以下「請求対象事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年9月1日から昭和53年2月2日まで

夫(訂正請求記録の対象者)のA社における同僚は、請求期間において厚生年金保険被保険者の記録がある。夫も厚生年金保険に加入していたと思われるので、当該期間を保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は昭和53年2月2日に設立されたことから、請求期間はA社が設立される前の期間であることが確認できる。

また、厚生年金保険法(昭和29年5月19日法律第115号)第9条において、被保険者とは、適用事業所に使用される者と定められているところ、訂正請求記録の対象者の妻及び複数の同僚の回答から、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、請求対象事業所の個人事業主であったと認められることから、厚生年金保険の被保険者となることができなかつたものと考えられる。

さらに、請求期間に係る請求対象事業所及びA社の厚生年金保険被保険者原票の健康保険の番号に欠番はないところ、訂正請求記録の対象者の被保険者記録は、オンライン記録で確認できるA社設立後の記録のほかに、当該原票において確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900057号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900028号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年1月1日から同年6月30日まで

高校卒業後に農閑期を活用し、期間社員として複数回、A社に勤務し、昭和53年4月に退職した。請求期間については、厚生年金保険と思う保険料を現金にて支払った記憶があるが、被保険者記録がない。請求期間を厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映するように記録してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、請求者は、A社において被保険者資格(昭和50年9月1日から昭和51年3月31日までの期間、昭和51年9月1日から昭和52年3月31日までの期間及び昭和52年7月11日から昭和53年3月31日までの期間)があることから、請求期間のうちの昭和53年1月1日から同年3月31日までの期間に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された請求期間のうちの一部期間に係る給与明細書には厚生年金保険料の記載がない上、A社の事業主は、請求者の勤務期間、請求者の厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び請求者に係る厚生年金保険料の納付について不明と回答し、同社の事務担当者は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したことが確認できる資料を保管していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を現金にて支払った記憶がある旨主張しているものの、当該厚生年金保険料の支払の事実を確認できる領収書等の資料を保管していない旨陳述している上、A社の事務担当者も、請求者が支払ったとする厚生年金保険料について確認できる資料はない旨陳述している。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に対し、厚生年金保険料の取扱いについて照会したところ、厚生年金保険料は給与から控除されていたと回答しており、請求者が主張する厚生年金保険料の徴収

についてうかがうことができない。

加えて、請求期間当時にA社における厚生年金保険被保険者が加入していたB厚生年金基金の記録を管理する企業年金連合会は、請求者に係る加入記録はないと回答している上、オンライン記録によれば、請求者は、請求期間に国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。